

農業水利施設管理に関する国の現行制度の概要（平成17年度）

事業名	事業概要	事業主体	平成16年度 予算額	平成17年度 予算額	対前 年比	考 え 方
公 的 管 理	国営造成施設管理 直轄管理事業 ・治水、利水上高度の公共性 ・施設操作が高度の技術を要する ・施設又は操作の利害2県以上（除北海道、沖縄県） ・国庫負担率：内地 55/100、北海道 2/3	国	百万円 (832) 735	百万円 (835) 775	(100.4) 105.4	大夕張地区 篠津地区 白河矢吹地区 濃尾用水地区 十津川紀の川地区
	広域農業水利施設総合管理事業 ・同一水系における基幹水利施設群の一元管理 ・国庫負担率：55/100	国	(400) 361	(382) 380	(95.5) 105.3	加古川水系地区
	国営造成施設 県管理費補助 ・都道府県が管理する国営造成施設で一定規模以上の排水機場、防潮水門、ダム及び頭首工 ・非農地面積2割以上 ・河川管理に著しい影響 ・受益面積がおおむね3,000ha以上 等 ・補助率：1/3（平成7年度以前採択地区 40%）	都道府県	1,280	1,304	101.9	
	基幹水利施設 管理事業 ・市町村等が土地改良区と連携を図りつつ基幹的な国営造成施設の公共・公益的機能を強化した管理事業を実施 ・対象施設：ダム、頭首工、排水機場、用水機場、排水樋門及び幹線用排水路 ・非農地面積1割以上 ・受益面積がおおむね1,000ha（地盤沈下地帯にあっては500ha）以上 等 ・補助率：30%	市町村等	1,388	1,396	100.6	
	国営造成水利 施設保全対策 国営造成水利施設保全対策指導事業 ・施設の長寿命化のための機能診断及び施設管理者に対する指導・助言 ・国営土地改良事業で造成された基幹的農業水利施設 ・国庫負担率：10/10	国	(0) 835	(911) 876	(109.1) 104.9	
	国営造成水利施設保全対策推進事業 ・施設の保全に係る権利の設定及び更新 ・国庫負担率：10/10	国	46	46	100.0	
	国営造成施設 管理体制整備 促進事業 《管理体制整備型》 ・国営造成施設及び附帯国営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制を整備 ・補助率：1/2 《操作体制整備型》 ・国営事業完了2年前から2年間において、土地改良区等の操作技術の習熟と操作体制を整備 ・補助率：内地60%、北海道70%、沖縄・奄美85%	都道府県 市町村	3,135	3,134	100.0	【H17拡充】 実施期間：5年間 (H17～H21)
	土地改良区等	92	117	127.2		
	国営造成水利 施設保全対策 事業 ・国が策定した予防保全基本計画を踏まえ、施設の長寿命化に資する予防保全対策を実施 ・補助率：1/2	都道府県 市町村 土地改良 区等	426	441	103.5	実施期間：5年間 (H15～H19)
	農業水利施設 保全対策事業 ・都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設について長寿命化の観点から機能診断及び予防保全対策を実施 ・補助率：1/2	都道府県	303	363	119.8	
支 援	土地改良施設 修繕保全事業 ・防災機能の確保のために緊急に必要な工事 ・基幹水利施設の通水停止、現地回復旧及び機能回復等を行う緊急工事 ・国営・都道府県営土地改良事業により造成された基幹水利施設 ・事業費がおおむね2,500万円以上 ・補助率：1/3	都道府県 市町村 土地改良 区等	308	227	73.7	実施期間：3年間 (H15～H17)
土地改良施設 安全管理推進 事業 ・土地改良施設の管理者及び市町村等関係機関に対し、安全管理について啓発・指導 ・訴訟対応マニュアルの作成及びその他安全管理に関する活動 ・補助率：定額	全土連	34	34	100.0		
基幹水利施設 管理技術者 育成支援事業 ・土地改良区等の管理技術者に対し、施設の維持保全及び管理の効率化等に関する管理技術について、指導・援助及び研修事業を一体的に実施 ・補助率：30%、定額	全土連 県土連	383	293	76.5		
米政策関係	新農業水利 システム保全 対策事業 ・水利施設の機能診断、水利用と管理のあり方の技術的検討等を行い農業水利システム保全計画を策定 ・管理省力化のための施設整備等を実施 ・水利区域面積がおおむね20haかつ水利区域が属する一連の水利システムの面積が10ha ・補助率：1/2、定額	都道府県 市町村 土地改良 区等	2,000	2,400	120.0	実施期間：7年間 (採択期間：3年間)
農業水利 ストック有効 活用緊急 整備調査 ・国営土地改良事業で造成された基幹的な農業水利施設情報のデジタル化・カルテ化及び利活用のためのシステムの開発及びマニュアル作成を実施 ・農業水利施設情報のデジタル化・カルテ化のための情報収集を実施 ・国庫負担率：100%	国	121	157	129.7	実施期間：3年間	
その他	土地改良施設 維持管理 適正化事業 ・土地改良施設の定期的な整備補修(施設の一部更新を含む。)、合併に伴い必要となる整備補修及び生産調整に即応した整備改善を実施 ・1地区当たり事業費200万円以上 ・補助率：30%、1/3	土地改良 区等	3,947	3,888	98.5	

(注) 1 予算額は、百万円単位で四捨五入。
2 国営造成施設管理費の上段()書は、剰余金を含む。